

高鍋町告示第37号

平成22年第4回高鍋町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成22年8月20日

高鍋町長 小澤 浩一

1 期 日 平成22年8月25日（水）

2 場 所 高鍋町議会議場

---

○開会日に応招した議員

緒方 直樹君	黒木 正建君
池田 堯君	水町 茂君
大庭 隆昭君	柏木 忠典君
矢野 友子君	岩崎 信也君
八代 輝幸君	徳久 信義君
中村 末子君	春成 勇君
永谷 政幸君	時任 伸一君
山本 隆俊君	後藤 隆夫君

---

○8月27日に応招した議員

同上

---

○8月30日に応招した議員

同上

---

○応招しなかった議員

---

---

平成22年 第4回(臨時)高鍋町議会会議録(第1日)

平成22年8月25日(水曜日)

---

議事日程(第1号)

平成22年8月25日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議会構成及び議会議員報酬等調査特別委員会報告  
日程第4 議案第42号 高鍋町議会議員の定数を定める条例の一部改正について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議会構成及び議会議員報酬等調査特別委員会報告  
日程第4 議案第42号 高鍋町議会議員の定数を定める条例の一部改正について
- 

出席議員(16名)

1番 緒方 直樹君	2番 黒木 正建君
3番 池田 堯君	5番 水町 茂君
6番 大庭 隆昭君	7番 柏木 忠典君
8番 矢野 友子君	10番 岩崎 信也君
11番 八代 輝幸君	12番 徳久 信義君
13番 中村 末子君	14番 春成 勇君
15番 永谷 政幸君	16番 時任 伸一君
17番 山本 隆俊君	18番 後藤 隆夫君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壱岐 昌敏君      事務局補佐 野中 康弘君  
議事調査係長 山下 美穂君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	小澤 浩一君	副町長	……………	川野 文明君
教育長	……………	萱嶋 稔君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長	……………	間 省二君	政策推進課長	……………	森 弘道君
建設管理課長	……………	芥田 秀則君	農業委員会事務局長	…	松木 成己君
産業振興課長	……………	長町 信幸君	会計管理者兼会計課長	…	原田 博樹君
町民生活課長	……………	三浦 敏君	健康福祉課長	……………	井上 敏郎君
税務課長	……………	田中 義基君	上下水道課長	……………	森 俊彦君
教育総務課長	……………	黒水日出夫君	社会教育課長	……………	三嶋 俊宏君

午前10時00分開会

○議長（後藤 隆夫） 会議を始める前にお願いを申し上げます。携帯電話等々についてはオフもしくはマナーモードにお願いをいたします。それから本日はNHKさん、それから宮日さんが報道関連で撮影をいたしますので、これを許可をいたします。

おはようございます。只今から平成22年第4回高鍋町議会臨時会を開会をいたします。これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） 委員長、中村末子。おはようございます。本日はこんなにたくさんの住民の皆さんにおいでいただき、本当に御礼を申し上げたいと思います。

地方自治法により出された住民からの直接請求を受け、第4回臨時会招集に当たり、議会運営委員会を開きましたので御報告いたします。

8月23日午前10時より第3会議室において議会運営委員会が行われました。委員1人が欠席、議長、副議長はオブザーバーとして出席。執行部、事務局も同席いたしました。

今回の案件は地方自治法に基づく住民直接請求のため、執行部は74条の2、3項に規定してあります直接請求の要旨を公表し、受理した日から20日以内に議会を招集、意見をつけて議会に付議し、その結果を代表者に通知するとともに、これを公表しなければならないために、説明の後は退席、その後、日程を設定する議論を行いました。住民の直接請求でもあり、特別委員会を設置し、十分な議論を行うほうがよいとの意見が出される一方で、すでに住民の声として町の財政を考えてほしいとの意見の中で、議員定数及び報酬削減などを考えていただきたいとの議長陳情を受け、特別委員会を設置、議論は出尽くしているとの意見も出されました。出席議員全員の意見を問い、特別委員会の設置について議論を行い、設置を決めました。

また、すでに存在した特別委員会とは別に、委員長、副委員長は異なるほうがよいのではとの出席委員全員の判断により、議長指名により決定との判断を行いました。

また、地方自治法の74条4項の規定により、直接請求の場合、議会は前項の規定によ

り付議された事件の審議を行うに当たっては政令の定めるところにより、代表者に意見を述べる機会を与えなければならないとあり、日程については慎重に審議いたしました。特別委員会を設置し、十分な議論を行うこと、代表者に対して意見を述べる機会を与えることを考慮し、日程を全員賛成で決定したところです。

以上、報告をいたします。

---

### **日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（後藤 隆夫） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、3番、池田堯議員、5番、水町茂議員を指名いたします。

---

### **日程第2. 会期の決定**

○議長（後藤 隆夫） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、会期日程予定表のとおり本日から8月30日までの6日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から30日までの6日間に決定をいたしました。

---

### **日程第3. 議会構成及び議会議員報酬等調査特別委員会報告**

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第3、議会構成及び議会議員報酬等調査特別委員会報告を求めます。委員長、矢野友子議員。

○議会構成及び議会議員報酬等調査特別委員長（矢野 友子君） 8番。おはようございます。議会構成及び議会議員報酬等調査特別委員会報告をいたします。平成22年3月3日、高鍋町自治公民館連絡協議会会長大山三津夫氏より「高鍋町財政健全化に向けて（お願い）」という要望書が議会へ提出されました。厳しい町財政の中、経費削減に取り組んでいる財政計画に協力して議員削減に努力していただきたいとの要望であります。

3月8日、これを受けて調査特別委員会を設置いたしました。直後「町議会議員削減の経過について（報告）」という各公民館長あての文書が連協より議会にも配付されました。この文書の中で初めて議員16名を12名に削減するようという具体的な要望であることが判明いたしました。

また、議員定数条例の改正について、直接請求を行う準備を進め、署名請求代表者も決め、署名収集委任者53名の承諾も得ていたこと、その上で議員の自主的な条例制定が最高の方策と考えて、3月3日の「財政健全化に向けて（お願い）」の要望書を議会へ提出したとの経過が記されておりました。要望が不本意の場合は、直接請求を求める場合もあると記されております。

また、議員削減の賛否を各公民館に問うたところ、84公民館のうち、72公民館の賛同を得たとの経過報告でありました。

3月19日の第1回特別委員会において、各種資料をそろえ審議に入りましたが、まず提出者に趣旨の説明をお願いしたいという意見が出され、説明をお願いすることとなりました。

3月26日、第2回特別委員会に9名の地区連協長が出席していただき、それぞれ御意見をお聞きしました。その後各議員においても、削減案は議員定数なり、議員報酬なり各自の考え方があり、議会としての結論を出すという方向性で審議を行うこととなりました。要望書で懸念された町財政状況についても検証、慎重審議を行いました。また、84公民館が削減をどのように考えられたのか参考としてお聞きしたいとアンケートをお願いいたしました。

5月13日の時点で回答数56、回答率66.7%をいただきました。内容結果を真摯に受け止め、議員定数なり報酬の削減を詰めていくか、直接請求を受けるか決めるべきとの意見が出され、次回において方向性の結論を出すこととしたのが、第6回、5月14日です。

5月21日特別委員会開会予定が、口蹄疫の消毒作業に議員が従事したことにより、6月7日まで延期となりました。

要望書で数年後には第2の夕張市になりかねないのではないかと懸念された町財政の現状については、議員それぞれが十分把握している中で過去5年間の財政運営状況、基金残高の推移、地方債の発行、残高の推移、監査委員による財政健全化審査意見書や、財政指標及び財政健全化判断比率等のほか、これまでの行財政改革により第2の夕張市にはならないと認識したところです。

しかし、町財政が厳しいことも事実であり、今回の口蹄疫問題や風水害、流行性の疾患など、予期せぬ事態が発生した場合を考えると、さらに安定した財政基盤の構築が求められていることは議員全員認識するところです。財政健全化についての要望であれば、議員のみの削減ではなく町全体の総合的審議が必要ではないかとの意見も出されました。議員のみの削減案を提案するか、総合的な財政健全化として提案すべきかの採決の結果、総合的な提案をすべきと決しました。詳細な審議に入り、まず議員削減案について意見の集約の結果、定数16名で報酬の削減をすべきという案が過半数に達しました。しかし報酬額削減の段階で、それぞれの案が分かれ、どの案も過半数に達せず成立しないこととなりました。

議員削減については、全議員真摯に受けとめ、18回の特別委員会において慎重審議を行いましたが、財政健全化の中での削減という要望に議員それぞれの意見があり、同一意見が過半数に達しなかったという結果となり、特別委員会を終了いたしました。

以上、議会構成及び議会議員報酬等調査特別委員会の報告といたします。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、議会構成及び議会議員報酬等調査特別委員会報告は終わり

ました。

只今の報告をもって、議会構成及び議会議員報酬等調査特別委員会は終了をいたしました。

---

#### 日程第4. 議案第42号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第4、議案第42号高鍋町議会議員の定数を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。おはようございます。

それでは、提案理由を申し上げます。議案第42号、高鍋町議会議員の定数を定める条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は平成22年8月16日、高鍋町条例改正請求代表者大山三津夫氏から地方自治法第74条第1項の規定により、高鍋町議会議員の定数を定める条例の一部改正の請求がございましたので、同条第3項の規定により、意見を付して提案するものでございます。

本案につきましては、地方自治法第74条第3項の規定により、意見をつけておりますが、私といたしましては、このたびの直接請求について、議会の責任と判断で決められるのが適切であり、署名の重みを真摯に受けとめていただき、慎重審議の上、御判断いただきたいと考えているところでございます。

以上、本案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤 隆夫） 以上で説明は終わりました。

議案第42号高鍋町議会議員の定数を定める条例の一部改正については、地方自治法第74条第4項の規定により、請求代表者に意見を述べる機会を与えることとなっております。

お諮りをいたします。請求代表者に意見を述べる機会を与える日時、場所については、8月27日午前10時から本会議場で行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、請求代表者に意見を述べる機会を与える日時、場所については、8月27日午前10時から本会議場で行うことに決定をいたしました。

只今決定をした内容につきましては、告示、公表するとともに、請求代表者に通知をいたしたいと思います。

---

○議長（後藤 隆夫） 以上で、本日の日程はすべて終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。大変御苦勞さまでございました。

午前10時15分散会

---